

丹波市立丹波いっぷく茶屋
指定管理者募集要項

令和8年6月
丹 波 市

丹波市立丹波いっぷく茶屋指定管理者募集要項

丹波いっぷく茶屋の管理運營業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び丹波市立氷上パーキングエリア道路サービス施設条例（平成19年条例第23号、以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集する。

1 公募する施設の概要等

- (1) 名称 丹波市立丹波いっぷく茶屋
- (2) 所在地 丹波市氷上町本郷62番地1
アクセス 北近畿豊岡自動車道 上り車線（豊岡方面行）からのみ進入可能
- (3) 対象施設
- ① 丹波市立丹波いっぷく茶屋（簡易パーキング氷上内、別紙図面赤色箇所）
- (4) 利用者数及び収支の実績
- ① 利用者数の実績（簡易パーキング氷上情報棟への入館者数の総合計）

令和4年度	17,641人
令和5年度	18,361人
令和6年度	16,930人
令和7年度	19,010人

② 収支の状況

	当期純利益(損失)
令和4年度	△330,272
令和5年度	△734,690
令和6年度	△1,910,008
令和7年度	△2,196,082

※令和4年度から令和7年度については、指定管理料は0円での収支である。

(5) 施設周辺区間の交通量について

①令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 計測日：令和3年9月15日（水）

10時～17時の通行台数	2,420台
昼間12時間（7時～19時）の通行台数	4,638台
24時間の通行台数	5,558台

②令和4年度 簡易パーキング氷上における丹波市観光協会（指定管理者）の動態調査 計測日：令和4年10月

	10時～17時の上り方面の通行車両	うち簡易パーキングへの立ち寄り車両	いっぷく茶屋への入館者の人数
平日平均	2,466台	167台（6.8%）	31人
土曜平均	4,134台	223台（5.4%）	133人
日曜平均	3,381台	203台（6.0%）	109人

[参考]

簡易パーキング氷上全体の推定利用者数は、年間約54,000人程度を見込んでいる。

前頁（４）利用者数及び（５）②の立ち寄り車両台数及び令和３年度全国道路・街路交通情勢調査における平均乗車人数（平日：1.32人、休日1.60人）から推計したものである。

２ 管理運営の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づいて管理運営を行うこととする。

- ① 観光情報及び特産品情報の発信並びに物産の販売等を行うことにより、丹波市の活性化及び観光振興を図り、本施設の設置目的を達成する。

３ 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うにあたっての基本的事項は次のとおりとする。

（１）利用時間等

開業時間は、条例第６条の規定に基づき、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた時間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開業時間を変更することができる。

（２）休業日

休業日は、条例第７条の規定に基づき、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開業し、又は休業することができる。

（３）個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置を講じること。

（４）関係法令等の遵守

指定管理者は、丹波市立丹波いっぷく茶屋の管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守すること。

４ 指定管理者が行う業務の範囲等

（１）業務の範囲

業務の範囲は下記並びに別添「丹波市立丹波いっぷく茶屋管理運営業務仕様書」のとおりとする。

なお、部分的な業務の委託については、あらかじめ市の承認を得たうえで、他の事業者へ委託できるものとする。

- ① 丹波いっぷく茶屋の管理運営に関する業務
- ② 物品の販売に関する業務
- ③ 利用者の飲食の用に供する業務

- ④ 観光情報等の発信及び観光案内に関する業務
- ⑤ 特産品等の展示及び情報発信に関する業務
- ⑥ 丹波市内への誘客拡大に関する業務
- ⑦ その他、丹波市又は指定管理者が必要と認める業務

(2) 指定管理者と丹波市の責任分担

- ① 市と指定管理者の責任分担は、仕様書【別表1】「リスク分担表」によるものとする。ただし、同表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議して定める。
- ② 指定管理料スライド制度における指定管理者の負担割合は、賃金水準に係るものは1.5%、物価水準に係るものは10%とする。

(3) 簡易パーキング氷上管理業務【別途業務】

指定管理業務の受託者は丹波いっぷく茶屋が設置されている「簡易パーキング氷上」の管理業務を一体的に受託することを前提に申し込むこと。

当該業務の業務内容及び業務価格は以下の通りとする。

- ① 施設の清掃及びごみ処理
【トイレ清掃(1回以上/1日)・構内清掃(1回以上/2日)】
- ② 施設の保安に関する監視及び報告(機械警備業務等)
- ③ 施設の点検に関する業務及び報告(自動ドア機器、消防設備保守点検)
- ④ 国土交通省が行う道路情報の提供及び案内
- ⑤ 施設トイレ等における消耗品の取替え(消耗品支給あり)
- ⑥ 不法占用、不法使用の監視及び報告
- ⑦ 施設の損傷及び損傷になり得る事項の報告(修繕は国または丹波市が行う)
- ⑧ 来丹者に対する観光・地域情報の提供及び案内

当該業務費(税込)

令和5年度	4,301,000円
令和6年度	4,664,000円
令和7年度	4,851,000円

5 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和9年4月1日～令和14年3月31日の5年間とする。ただし、本市が推進する公共施設マネジメントにより、上記期間を変更する場合がある。また、この期間は、議会議決後、正式に指定期間となる。

6 利用料金収入

丹波市立丹波いっぷく茶屋の管理運営において得られた収益は、指定管理者の収入として収受できる。

7 指定管理料

- (1) 丹波市立丹波いっぷく茶屋の業務に係るすべての経費は、料金収入、丹波市が支払う指定管理料及びその他の収入をもって充てる。
- (2) 丹波市が支払う指定管理料は、「4 指定管理者が行う業務の範囲等」で示した丹波市立丹波いっぷく茶屋の管理運営に要する経費の見込額から料金収入の見込額を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払う。
- (3) 丹波市立丹波いっぷく茶屋指定管理料の限度額（各年度における消費税及び地方消費税額を含む。）は、以下のとおりとする。
1年目 1,221,000円 2年目 1,221,000円 3年目 1,221,000円
4年目 1,221,000円 5年目 1,221,000円
- (4) 指定管理料に含まれる修繕料については、各年度において残額が発生した場合は協議の上、指定管理料の精算を行う。
- (5) スライド制度により算定された指定管理料については、対象年度の翌年度に支払うものとする。
なお、指定管理料の支払いについては、本指定管理料に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となった時に効力を有するものとする。

8 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

応募者の資格は、指定期間中、施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人又はその他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に規定される一般競争入札に参加させることのできないもの
- ② 丹波市から指名停止措置を受けているもの
- ③ 市税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っているもの
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑥ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取り消し、又は本業務の全部もしくは一部の停止を受けたもの
- ⑦ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けたもの（当該勧告を受けた後に、必要な指定の実施について労働基準監督署に報告し、対応を実施済みである場合を除く）
- ⑧ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないもの

(2) 応募者の形態

- ① 複数の団体がグループ（共同事業体）（以下「グループ」という。）を構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めること。
- ② グループは応募時にグループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたグループの協定書の写しを提出すること。
- ③ 指定管理者の候補者が新たに法人を設立する場合には、指定管理者の候補者の選定後に当該法人の登記事項証明書（又は登記簿謄本）又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(3) 応募の制限

- ① 応募1団体又はグループにつき、申請は1件とする。
- ② 単独で応募した団体はグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできない。

(4) 応募書類

丹波市立丹波いっぶく茶屋指定管理者指定申請書（別添様式）に以下の書類を添付して提出すること。ただし、提出書類は、A4サイズ縦長、横書きとする。

- ① 指定管理者指定申請書（様式1）
- ② グループ構成員表（様式2）（グループ応募の場合のみ必要）
- ③ 事業計画書（様式3-1）
- ④ 管理運営にあたっての基本方針（様式3-1）
- ⑤ 指定期間中の収支計画に関する事項（様式3-2）
- ⑥ 管理運営の内容に関する事項（様式3-3・4・5・6）
- ⑦ 収支計画書（様式4）
- ⑧ 自主事業を提案する場合の事業計画書（様式5）
- ⑨ 実施体制表（様式6）
- ⑩ グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項（様式7）
- ⑪ 団体の概要（様式8）
- ⑫ 宣誓書（様式11）

各項目について、条例、規則、本要項、別添「丹波市立丹波いっぶく茶屋指定管理者仕様書」等を参照のうえ、作成し提出すること。市が定める評価指標及び目標値を達成するための取組みを具体的に記載すること。

(5) 付属書類

- ① グループの協定書の写し（グループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたもの）
- ② 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつてはこれに類するもの）
- ③ 法人の登記事項証明書あるいは登記簿謄本及び印鑑証明書（申請日の3月以内に取得したもの）

- ④ 役員の名簿
 - ⑤ 事業（営業）報告書（直近のもの）
申請者の活動等に関する実績及び実施計画の内容がわかるもの
 - ⑥ 貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、最近の予算及び決算等経営の規模及び状況がわかるもの（直近3年間）
 - ⑦ 市税・法人税の納税証明書、消費税の滞納がない証明書（直近3年間）
 - ⑧ その他、市長が必要と認める書類
- (6) 提出部数（正本1部、副本12部）
- (7) 留意事項
- ① 必要に応じ、追加資料の提出を求められることがある。
 - ② グループ応募の場合には、構成員ごとに（5）の付属書類を作成すること。
 - ③ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
 - ④ 提出された書類の内容を変更することはできない。
 - ⑤ 提出された書類は返却しない。
 - ⑥ 応募に要する費用は、申請者の負担とする。
 - ⑦ 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。
 - ⑧ 提出された応募書類は、丹波市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示する場合がある。

9 応募の手続き

- (1) 応募書類の提出方法
応募書類の提出は持参とする。
- (2) 応募書類の提出場所
丹波市役所 産業経済部 商工観光課 施設係
〒669-4192 丹波市春日町黒井811番地
- (3) 応募期間
令和8年6月30日（火）から令和8年7月30日（木）
- (4) 留意事項
- ① 応募書類の配布・受付時間等は開庁日の午前9時から午後4時30分までとする。
 - ② 応募者は可能な限り業務説明会及び現地説明会に参加し、施設利用の状況等についての把握に努めること。
説明会日時：令和8年7月9日（木）・10日（金）午前9時30分から
説明会場所：丹波市立丹波いっぷく茶屋
 - ③ 募集に関する質問は、質問書（様式10）により受け付ける。郵送、ファックス及びメールも可とする。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

受付期間：令和8年7月15日（水）午後1時まで

回答日：令和8年7月16日（木）午後1時以降

提出先：丹波市役所 産業経済部 商工観光課 施設係

メールアドレス shoko-kanko@city.tamba.lg.jp

FAX 0795-74-3005

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 指定管理者の候補者の選定は、指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）が行い、市長が候補者を決定する。

(2) 応募者の審査は、丹波市が設置する委員会が、規則で定める選定の基準に事業計画書等の内容を照らし、本要項及び次に掲げる評価指標の項目を考慮して総合的に判断する。

◇共通評価項目

- ① 収益性・成長性の視点
 - ・事業の将来性を評価する指標
- ② 生産性の視点
 - ・指定管理者の効率経営への取組みを評価する指標
- ③ 安全性の視点
 - ・安定した経営による事業継続を評価する指標
- ④ 利用者の満足度向上
 - ・市民満足度の向上（利用者数の拡大）を評価する指標
- ⑤ 財務の視点
 - ・コストの最小化・収入の最大化を評価する指標
- ⑥ 業務の視点
 - ・利用者の実態把握及び対応策等の業務プロセス改善などを評価する指標
- ⑦ 人材の視点
 - ・人材育成、ノウハウの蓄積などを評価する指標
- ⑧ 地域の視点
 - ・地場産品の利用、地域活性化への寄与などを評価する指標

◇総合評価項目

設置目的を効果的かつ効率的に達成できること

(3) 審査の日程等

① 審査の日時

令和8年8月10日（月）午後 ※詳細な日時は、決定次第連絡する。

② プレゼンテーションについて

応募者のプレゼンテーションは、1団体につき参加人数は3名以内とし、説明時間は30分以内とする。

なお、事前に提出された応募書類以外の資料を用いてプレゼンテーションを行う場合は、審査当日に必要な部数を用意すること。

11 指定管理者の候補者選定後の手続等

(1) 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行う。

市は必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができ、候補者はこの求めに対し協議に応じなければならない。候補者と協議が整わない場合は、委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行う。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について、議会の議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）の「年度協定」を締結する。

12 留意事項

(1) 候補者については、議決後、市ホームページにより選定結果を公表する。開示請求があった場合、応募書類及び議事概要を開示するので、承知のうえ応募すること。

(2) 指定管理者は、丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消される、又は期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じられることがある。従って、指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前においても、財務状況の悪化又は社会的信用を著しく損なう等により事業の履行が確実にないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、基本協定を締結しない又は基本協定を解除することがある。

(3) 指定管理者の指定を取り消し、基本協定の解除等を行った場合、指定管理者に対して違約金及び損害賠償の請求を行うことができる。

なお、違約金等の詳細については、基本協定で定める。

13 各種税の取扱い

(1) 事業所税

総務省市町村税課長の通知（平成17年11月14日総税市第59号）に基づき、利用料金制を適用している公の施設の管理運営事業は、事業所税の課税上は収益事業として扱われ、公益法人が指定管理者である場合も含めて事業所税の課税対象となる可能性がある。

なお、各施設・各指定管理者の具体的な判定については、各指定管理者が確認することができる。

（2）法人税・法人市民税・法人県民税

指定管理者として公の施設の管理運営を行う際、株式会社、財団法人等だけでなく、特定非営利活動法人、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、法人でない社団及び財団で代表者又は管理人の定めがあるもの場合には、「法人」として、法人税、法人市民税及び法人県民税が事業内容によっては課税対象となるため、詳細は各関係機関に問い合わせること。

14 問合せ先

丹波市役所 産業経済部 商工観光課 施設係
〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井811番地
電話：0795-88-5115 F A X 0795-74-3005